

産業廃棄物収集運搬業許可証

COPY

住 所 神奈川県相模原市中央区田名8489番地1
氏 名 アトムプラント 株式会社
代表取締役 柏原 義明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 令和3年10月24日
許可の有効年月日 令和8年10月23日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず
以上 7品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当しない。

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年10月24日 新規許可
平成28年12月 8日 更新許可
令和 3年10月19日 更新許可
令和 5年 3月31日 代表者変更

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



産業廃棄物収集運搬業許可証

COPY

住 所 神奈川県相模原市中央区田名8489番地1
氏 名 アトムプラント 株式会社
代表取締役 柏原 義信 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀章



許可の年月日 令和3(2021)年10月15日
許可の有効年月日 令和8(2026)年10月14日

1. 事業の範囲

積替え、保管を除く。

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 7品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
該当なし

5. 積替え許可の有無
有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
有・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

COPY

住 所 神奈川県相模原市中央区田名8489番地1
氏 名 アトムプラント株式会社
代表取締役 柏原義明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和5年3月11日
許可の有効期限 令和10年3月10日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤金属くず、⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑦がれき類（以上7種類）

※①については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※③については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑦については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件
なし

3. 許可の更新、変更の状況

平成25年 3月11日 新規許可
平成30年 3月11日 更新許可
令和 5年 3月11日 更新許可

4. 積替え許可の有無 有・無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無